

鳥取県告示第83号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成23年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社東部石油 代表取締役 中山政一	鳥取市天神町33	平成22年12月31日